

# 医療費の支払いが困難な方は是非、ご相談ください。

生活困難な方を対象に「無料・低額診療事業」を実施しています。

## 無料・低額診療事業とは

無料・低額診療事業とは、生活困難な方が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることの無いように、無料・または低額な料金で医療を利用していただくもので、社会福祉事業法で位置づけられた制度です。

## 「いのちの平等」をかかげて

同仁会は「いのちの平等」をかかげ、誰もが平等に安心して医療が受けられるように、地域のみなさんや「健康友の会みはら」のみなさんと手をたずさえてきました。病院開設以来「差額ベッド料」を徴収せずに運営してきました。これに加えて、「無料・低額診療事業」を実施しました。

## 利用のご案内

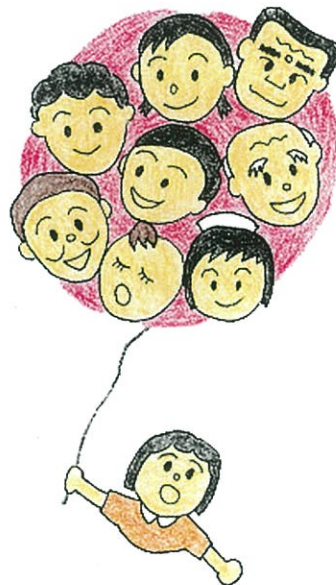
病気になっても医療費の支払いが困難で、必要な診療を受けることができず、治療を中断してしまったり、命にかかわる事態になっているという方が増えています。

私たちは必要な診療・治療を受けていただくことがなによりも大切だと考えています。「お金がないから」とご心配な時は、まずご相談ください。

無料・低額診療のご利用については、相談担当者（ソーシャルワーカー）がお話を伺います（その際、収入状況を証明する資料などの提示をお願いします）。ご相談の内容により、基準（おおむね生活保護基準の1.5倍未満）にあった場合にご利用していただきます。対象とならない場合でも、医療費の支払いのほか、当面の生活

などについて相談をお受けします。他の公的な制度の利用が可能な場合は、その手続きのお手伝いもいたします。

無料・低額診療は、生活が改善するまでの一定期間（原則1ヶ月、最長3ヶ月）の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、一緒に治療をすすめていきましょう。



## 窓 □

受付・会計窓口、相談窓口など、ご遠慮なく申し出て下さい。

## 無料・低額診療事業の内容

- 医療費の一部負担金の全額免除
- 医療費の一部負担金の一部免除

## 例えば、このような場合にご相談下さい

病気や障害、失業等によって一時的に収入がなくなり、医療費を支払うことが困難になった。

年金収入だけでは、生活がままならず、医療費の支払いが難しい。

「医療費が払えない」と治療を受けず、悩んでいる人から相談を受けた。

ホームレスの人が健康を害して苦しんでいるのを発見した。